

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊相馬原駐屯地

第406会計隊長 野田 幸司 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 提出する申請書類に虚偽の内容がないこと。
- (2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公表方法
環境/CSR 報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 令和 年 月 日（入札日からさかのぼって5年（5年以内に新規参入した場合は、新規参入した日））から令和 年 月 日（入札日）までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1項に規定する特定不利益処分を受けていないこと。（誓約日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに分任契約担当官陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。）
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.3.3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて網羅されており、かつ本入札参加時において最新のものであること。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、氏名欄に法人の名称及び代表者の氏名を記載する。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
第9条の3第1項に規定する特定不利益処分

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条の3及び法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②産業廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条第2項及び法第15条の2の7）
- ③産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2及び法第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 野田 幸司 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	純資産合計 (円)	負債・純資産合計 (円)	自己資本比率 (%)
令和3年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
令和4年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
令和5年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

上記の表より、令和3年度、令和4年度、令和5年度において自己資本比率が10%以上である。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「① 自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

直前3年の各事業年度における経常利益金額の平均値が零を超えていることを証する書類

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 野田 幸司 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

事業年度	経常利益金額 (円)	減価償却費 (円)	経常利益金額＋減価償却費 (円)
令和3年度 (3年前事業年度)			
令和4年度 (2年前事業年度)			
令和5年度 (前年度)			

令和3年度～令和5年度3か年の「経常利益」＋「減価償却費」の平均値

(ア)

+

(イ)

+

(ウ)

=

3

上記のとおり令和3年度、令和4年度、令和5年度の経常利益額と減価償却費の和の平均値が零を超えている。

なお、自己資本比率の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「① 自己資本比率に係る基準」にある定義に従って算出した。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名